

令和元年7月18日開催／東京都医療的ケア児支援関係機関連絡会

# 学校における今後の医療的ケアの在り方

～検討会議「最終まとめ」公表を受けて～

東京都立光明学園  
田村康二郎

# 「学校における医療的ケア検討会議」

5年ぶりの会議設置 ⇒ 名称が「特別支援学校における」から「学校における」

構成：座長：下山直人筑波大教授（元特別支援教育調査官）

学 校／特別支援学校（田村）、学識経験者／看護系大学（教授）

保護者／全国肢体不自由特別支援学校P T A連合会（特支保護者）

教 委／都道府県教委（北海道）、市町村教委（豊中市）

諸団体／日本小児看護学会（看護師）、日本小児神経学会（医師・教授）

日本医師会（医師）、日本小児医療保健協議会（医師・センター長）

全国養護連絡協議会（高校養護教諭）

# 特別支援学校からの提案

～ 学びの基盤を整えて充実した学校生活を～

全国公立校で校種に応じて  
同じ範囲の医ケアが、保護  
者に頼らず対応できるシ  
ステムを！

医療の進歩・社会状況の変  
化に応じて絶えず範囲のリス  
トを改訂できるシステムを！

「学校で働くやりがい」を  
実感できるシステムを  
看護師養成・求人段階から！

職層研修システム導入を！

指導的看護師、指導的養護教諭、  
医ケアコーディネーター他

※国・県での役割分担を明確に

プラス 啓発活動

# 検討会議「最終まとめ」の構成／前半

-はじめに-

ここに至る経過

1 医ケア児の教育の場

小・中も想定・準備を

2 学校における医ケアに関する基本的な考え方

大きな意義、リーフレットで分かり易く

①関係者の役割 ②医療との関係 ③保護者との関係

巻末に役割分担例

3 教委における管理体制の在り方

運営協議会、呼吸器も一律対応しない

①総括管理体制 ②ガイドライン策定

③看護師配置の留意点 ④区市町村教委等への支援

4 学校における実施体制の在り方

医ケア安全委員会とチーム学校

①組織体制の整備 ②専門性の基づくチーム体制構築

③個別の教育支援計画

# 検討会議「最終まとめ」の構成／後半

- 5 認定従事者が特定行為を実施する上での留意点 原則、小中では看護師+教員バックアップ
  - ①実施上の留意点
  - ②小・中学校での留意点
- 6 特定行為以外の医ケアを実施する場合の留意点 教委方針に基づき、個々に判断
- 7 医ケア児への生活援助行為の医行為 該当性判断 文科省が事例収集し、厚労省に照会
- 8 研修機会の提供 看護師着任時等、指導的立場の看護師向け
- 9 校外における医ケア 原則は看護師、認定者可、乗車個々判断、一律×
  - ①校外学習（宿泊学習を含む）
  - ②スクールバス・専用通学車両等
- 10. 災害時の対応 電源確保と停電対応、緊急対応を想定

# 「最終まとめ」 = 注目すべきポイント =

- 特別支援学校（肢他）⇒ **小・中学校等を含むすべての学校へ**
- 学校での医ケアは⇒ **医ケア児の教育面・安全面で大きな意義**
- 保護者の付添い⇒ **真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべき**  
※やむを得ず付添協力を求める場合も代替案検討、付添等の理由や見通し説明
- 役割明示⇒教委 校長 担当 養護教諭 **全教職員** 医師＝校医 指導医 主治医 **保護者**
- 県教委⇒ガイドライン 運営協（医師・保護者も）で個別検討を（**一律×**）及び**区市教委と小・中支援**
- 学校配置型以外に、**教委直雇用（＝学校派遣型）**や**医療機関等委託型も可能**
- 学校：実施要領を策定し医ケア安全委設置し指導医の助言を。**看護師不安解消（チーム学校一員）**

# 「最終まとめ」のスピリット

- 基本的な考え方「**学校では医ケアは大きな教育的意義**」
  - ⇒ 各役割や関係・見通しを明示 （例示：都教委作成リーフレット）
- 意識改革「**医ケアを行う・行わない**」から
  - ⇒ 全校が校種に応じて「どのようにやるか」の時代へ
- 学校での授業が可能なお子さんに
  - ⇒ **一層の通学支援の検討・工夫** （例示：都の専用通学車両）
- 保護者の付添い
  - ⇒ **付添い縮減へ最善を尽す** 「呼吸器も例外ではない」

# 学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）

文部科学省初等中等教育局長 永山賀久

＜抜粋＞現在、学校に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児は年々増加するとともに、人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアを必要とする児童生徒等が学校に通うようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつある。

- このため、特定行為以外の医療的ケアを含め、小・中を含む全学校における医療的ケアの基本的な考え方を再検討し、医療的ケア実施する際に留意すべき点について整理するために平成29年10月に本検討会議を設置し、有識者による議論が行い、その最終まとめが取りまとめられた。
- 文部科学省は、この「最終まとめ」を受け、今後、特定行為以外の医療的ケアを含め、小・中を含む全学校における「医療的ケアの基本的な考え方」や「医療的ケアを実施する際に留意すべき点」等について整理した。関係各位は、その趣旨を十分御理解し、適切な対応をお願いする。
- なお、「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」平成23年12月20日23文科初第1344号初等中等教育局長通知は廃止する。
- また、各都道府県教育委員会は所管校及び域内市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会は所管校に対して、各都道府県知事及び構造改革特区法認定を受けた各地方公共団体の長は所管校及び学校法人に対して、各国立大学長は附属学校に対して周知を図るようお願いする。【本件連絡先】文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係